




# 監査報告書

2026年5月12日

公益財団法人日本セーリング連盟

会長 馬場益弘様

公益財団法人日本セーリング連盟

監事 紙谷 雅子   
監事 上野 保   
監事 鈴木保夫 

私ども監事は、公益財団法人日本セーリング連盟定款第9条の規定により、2025年4月1日から2026年3月31日までの事業年度に係る事業報告書及び計算書類並びに理事の職務の執行等について監査いたしました。

その方法及び結果を次の通り報告いたします。

## 1. 監査の方法及びその内容

各監事は、理事及び職員より情報を収集し、監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事及び職員からその職務の執行状況について報告を受けたほか、重要な決算書類等に関する資料の調査を行い、業務及び財産の状況並びに当該事業年度にかかる事業報告について検討いたしました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度にかかる計算書類（貸借対照表及び正味財産増減計算書）及びその附属明細書並びに財産目録について検討いたしました。

## 2. 監査意見

### (1) 事業報告書の監査結果

- 事業報告は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書並びに財産目録の監査結果

計算書類及びその附属明細書並びに財産目録は、法人の財産及び損益の状況を適正に示しているものと認めます。